

**県立高等学校、県立中等教育学校の
入学考査料の減免制度について**

1 制度の概要

(1) 減免の対象者

入学者選抜考査を受けようとする者のうち、天災その他不慮の災害により地方税法第323条の規定に基づき、当該年度の市町村民税課税額のうち、災害を受けた日以降に納期が到来するものが全額免除された世帯

(2) 減免の額

入学考査料の全額（全日制 2,200 円、定時制 950 円）

2 申請方法

減免申請書に記入の上、市町村民税減免承認を証するもの（「市町村民税減免承認通知書」の写し等）と還付先口座情報を添付して、在学している学校に提出してください。

なお、出願にあたっては入学考査料を一旦納付いただく必要があります。減免が承認された場合に、納付いただいた入学考査料を還付します。

お問合せ先：受検校（県立高等学校、県立中等教育学校）
又は教育庁高等学校教育課（電話：025-285-5609）